

# 栃木県河川砂利等代行掘削試行実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、代行掘削を希望する者（以下「採取希望者」という。）の公募及び選定を試行的に実施するため必要な事項を定め、もって適正な河川管理の促進と資源の有効活用を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において「代行掘削」とは、栃木県知事が管理する河川区域内の土地において、河川管理者に代わって行う治水上支障となる堆積土除去工事又は河川工事により発生する土砂等の搬出をいう。

2 この要領において「砂利等」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第25条に規定する土石で、代行掘削により採取するものをいう。

3 この要領において「許可等」とは、河川法第20条の規定に基づく河川工事又は河川の維持の承認、第25条の規定に基づく土石の採取の許可及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく採取計画の認可をいう。

4 この要領において「歩留率」とは、採取量のうち、コンクリート用骨材等に使用できる砂利の割合で、河川管理者が設定するものをいう。

## (採取箇所の公表等)

第3条 河川管理者は、代行掘削の活用を予定する箇所を予め公表し、採取希望者を対象とした説明会の開催及び現地立会いを行うものとする。

2 河川管理者は前項に規定する現地立会いにおいて、採取希望者から代行掘削を実施する上での支障の有無等について、意見を聴取することができるものとする。

## (土石採取料)

第4条 河川管理者は、前条第1項の規定に基づき公表した箇所の代行掘削を実施する場合、公益性の高い事業であるため、栃木県流水占用料等徴収条例（平成12年栃木県条例第10号）第4条第2項の規定により、土石採取料を免除できるものとする。

2 河川管理者は、歩留率による採取許可を受けた者から引き続き同箇所において砂利等の採取希望があった場合は、協議の上、歩留率を設定して土石採取料を徴収することができるものとする。

3 河川管理者は、前項の規定による歩留率を設定した場合において、歩留りにかからない分（いわゆる歩留り落ち分）については、コンクリート用骨材以外の用途として認めるものとし、陸砂利採取跡の埋め戻しに利用するなど、営利を目的としないものであると河川管理者が認める場合は、土石採取料を免除できるものとする。

### (事前準備)

第5条 河川管理者は代行掘削を実施するに当たり、表土の除去や立木の伐採等の準備工が必要な場合においては、必要に応じて、河川管理者が当該準備工を事前に行うことができるものとする。

### (公 募)

第6条 河川管理者は、代行掘削を活用するに当たっては、箇所ごとに公募要領を作成した上で、公募を実施するものとする。ただし、歩留率による採取許可を受けた者から引き続き同箇所において砂利等の採取希望があった場合は、この限りでない。

2 河川管理者は、公募を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 採取の期間
- (2) 採取の場所及び採取に係る土地の面積
- (3) 砂利等の採取可能数量及び掘削の深さ等
- (4) 事前準備の措置
- (5) 採取希望者の資格要件
- (6) 採取の許可等に付す主な条件
- (7) 公募手続
- (8) 砂利等の採取の許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定する基準
- (9) その他、河川管理者が必要と認める事項

### (採取希望者の資格要件)

第7条 前条第2項第5号に規定する採取希望者の資格要件は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 砂利採取法第3条に規定する砂利採取業の栃木県知事登録を受けていること、又は公募期間中に砂利採取業の栃木県知事登録を受ける見込みがあること。
- (2) 前条第2項第1号に規定する採取の期間内に砂利等の採取及び運搬を完了できること。
- (3) 砂利等の採取にあたっては、砂利採取業務主任者が砂利採取法第14条の規定による災害の防止に関する職務が行えるよう、常に現場を監督できる体制を執ること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (5) 河川法又は砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者に該当しないこと。
- (6) 次に掲げる法人等でないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある法人等
  - (ウ) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役

員を含む法人等

#### (許可等の主な条件)

第8条 第6条第2項第6号に規定する採取の許可等に付す主な条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 砂利等の採取の着手前及び搬出完了後は、河川管理者による検査を受けること。
- (2) 採取期間中は、許可等に係る河川管理者が定める標識等を見やすい場所に設置すること。
- (3) 砂利等の採取及び運搬は、午前8時から午後5時までの範囲内で行うこととし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日において採取は行わないこと。
- (4) 出水のおそれがあるときは、機械設備等を流出させないように、堤内地への搬出、くい留等必要な措置を講じること。
- (5) 採取及び運搬により、第三者に損害を与えた場合は、許可等を受けた者が速やかに解決に当たること。
- (6) 河川管理施設を損傷したときは、速やかに河川管理者に届け出てその指示に従うものとし、当該管理施設の原状回復に要する費用は、許可等を受けた者の負担とする。
- (7) 砂利等を運搬する車両には、さし枠装着車等の不法改造車を使用しないこととし、積載物の落下防止措置を行うこと。

#### (公募手続)

第9条 河川管理者は、公募に係る期間、提出場所及び提出方法その他の公募手続等を公募要領に定め、採取希望者から申込書（様式1）、採取計画書（様式2）及び誓約書（様式3）（以下、申込書等という。）の提出を求めるものとする。

2 河川管理者は、採取希望者に対し、前項に規定する採取計画書等の内容について説明を求めることができるものとする。

#### (採取許可予定者の審査及び決定)

第10条 河川管理者は、前条第1項の規定に基づき採取希望者から提出された採取計画書及び資格要件について、適格審査を行うものとする。

2 採取計画書における審査項目は、以下に掲げるものとする。

- (1) 採取希望数量
- (2) 採取した砂利等の用途及び搬出先
- (3) 運搬方法及び経路
- (4) 安全対策
- (5) 出水時対応
- (6) 環境への配慮

3 河川管理者は、本条第1項により適格と認められた者から採取許可予定者を決定する。適格と認められた者が2以上あるときは、前項第1号に規定する採取希望数量が最も多い者を

採取許可予定者に決定する。ただし、採取希望数量が同量である場合は、くじによる抽選を実施し、採取許可予定者を決定するものとする。

なお、採取箇所を複数の工区に分けて、代行掘削を実施することが有利であると河川管理者が判断するときは、複数の採取許可予定者を決定することができるものとする。

- 4 河川管理者は、申込書等を提出した全ての採取希望者に、その結果を様式4及び様式5により通知する。
- 5 河川管理者は、決定した採取許可予定者が本要領で定める資格を喪失したとき、又は申込内容に虚偽、不正があると認めるときは、第3項の決定を取り消すことができる。

#### (採取の許可等の申請手続)

第11条 採取許可予定者は、次に掲げる申請等の手続を速やかに行うものとする。

- (1) 河川法第20条の規定に基づく承認、同法第25条の規定に基づく許可及び砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手続
- (2) その他、法令等に定めがある場合に必要の手続

#### (手数料)

第12条 採取許可予定者は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可申請に当たって、栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の規定による手数料を納付しなければならない。

#### (その他)

第13条 申込書等及び許可等の申請書の作成及び提出に要する費用は、採取希望者の負担とする。

- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 提出期限以降の申込書等の訂正等は認めない。（但し、河川管理者からの指示による場合はこの限りでない。）
- 4 採取許可予定者が採取した砂利等を別の者に洗浄等をさせる場合は、当該別の者についても、砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する採取計画の認可が必要となる。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領による第4条第2項及び第6条第1項の採取許可を受けた者は、平成27年3月31日以前に採取許可を受けた者若しくは公表された採取箇所において採取を希望した者とする。